

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

<住民基本台帳法改正の概要>

- 住民基本台帳法の改正により、外国人住民の利便の増進及び市町村の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳制度の適用対象に加えることとされました。

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）」は、平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日に施行されます。（同時に、現在の「外国人登録法」は廃止されます。）

外国人住民に係る住民票の作成

中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者等を対象として住民票を作成します。

外国人住民に係る住民票の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の氏名及び続柄のほか、外国人住民特有の記載事項として、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載します。

法務大臣と市町村の情報連携

法務大臣は、在留許可を行ったこと等により在留資格、在留期間等に変更が生じたときは、住民票の記載等のため、当該情報を市町村に通知します。

【新制度により、ここが変わります！】

現行制度では

このような制約がありました。

- ・ 国際結婚の家族等は、住民票と外国人登録で別々の証明書しか受けられませんでした。
- ・ 外国人登録とは別に国民健康保険等の届出が必要でした。
- ・ 在留資格の手続きは、入国管理局と市町村の両方に必要でした。
- ・ 市町村では、外国人の居住実態の正確な把握が困難でした。（市町村への申請なしに引っ越し・帰国等がありました。）

新制度になると

利便が増進します。

- 1通に世帯全員が記載された住民票の写しが受けられます。
- 転入届により国民健康保険等の届出もされたとみなされます。
- 在留資格の手続きは、入国管理局のみで済みます。
- 市町村では現況に即した住民票の記載が可能となり、教育・福祉等、正確な情報による行政サービスが提供されます。

このような事務負担がありました。

- ・ 外国人登録制度と住民基本台帳制度で、別々の運用や取扱いが必要でした。
- ・ 外国人登録原票を「紙」で管理・運用していました。
- ・ 外国人登録ではパスポートからの記載等の事務が必要でした。

行政の合理化が進みます。

- 住民基本台帳制度への一元化が図られます。
- 各種事務処理の電算化等を通じた効率化・迅速化が図られます。
- 住民基本台帳制度では、「在留カード」の確認で済みます。

外国人住民には

市町村には